

電気通信紛争処理用語集

注：●は、新たに追加したものを示す。

この用語集は、電気通信設備の接続等に関する紛争や無線局開設等に伴う混信防止に関する紛争において用いられることの多い用語及び紛争処理一般に関する用語を対象としています。

なお、用いられる文脈によっては、同じ用語であってもこの用語集の説明とは異なる意味合いで用いられることがあります。

あっせん

第三者が紛争当事者の間に入り、紛争について紛争当事者の互譲により紛争を解決すること。

あっせんを行う第三者は、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相対立する当事者に話合いの機会を与える、相互の誤解を解くなどして、当事者の話し合いを促します。紛争当事者の和解による紛争の解決をめざすものであり、法律的又は技術的な争点について当事者間の歩み寄りが期待できる事案に適しています。

アンバンドル

電気通信設備を機能ごとに細分化し、他事業者が接続する際、必要な機能のみを選択して、使用できるようにすること。

接続事業者は、不要な機能を使用しないことで、支払う接続料を抑えることができます。

●イーサネット

IEEE 802.3委員会により標準化された構内データ通信網(LAN)の規格。初期のイーサネットの通信速度は10Mbpsであったが、100Mbpsに高めたファストイーサネット、1Gbpsの高速通信を可能にするギガビットイーサネットが普及している。また、さらなる高速規格として、40Gbpsや100Gbpsの規格が検討されている。

●インターネットVPN

Internet Virtual Private Network の略。インターネットを経由して構築される仮想的なプライベートネットワーク。

回線を維持するための費用が低廉で、専用線などと比べて低コストで運用することができる。パケットを暗号化するプロトコルであるIPsecを利用して、インターネットを利用しながら情報の機密性を保持している。

(☞ 「IP-VPN」参照)

エンド・(ツー・) エンド料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、料金設定方法として一の事業者が役務全体（エンド・エンド）に対して設定した利用者料金。

（⇨「ぶつ切り料金」の項を参照）

卸電気通信役務

電気通信事業者が、ユーザではなく、電気通信事業者だけを対象に提供するサービス。

卸電気通信役務の提供者を「卸電気通信事業者」と呼ぶ。また、卸電気通信役務の提供条件や料金は、事業者間の相対契約で決められる。

感度抑圧

電波干渉の形態の一つで、受信機において希望波（受信機が目的とする電波）と近接する周波数の電波が強い場合に、希望波の正常な受信が抑制されること。

感度抑圧に対しては、一般的には、受信側にフィルタを挿入するなどの対策がとられる。

管路

通信ケーブルを通すために道路の地下に埋設したパイプ。

ケーブルを通すスペースしかないため、管路にケーブルを敷設したり、撤去する場合は、マンホール内で作業する。

キャリアーズ・レート

電気通信事業者が他の電気通信事業者と相互接続する際に設定する接続料金。

営業・宣伝費用などを控除して算定されるため、ユーザ料金よりも安く設定される。

キャリア・センス

搬送波（無線通信において情報を乗せるための基本的な伝送波）を受信することにより自分が発信しようとする周波数・チャンネルが空いているか否かを検知する機能。コードレス電話などでは、この機能により空きチャンネルが選定されている。

空中線

アンテナのこと。空間に電波として電力を放射し、又は空間を伝搬している電波を吸収して電力を得る装置。



クラウドコンピューティング

インターネット上のサーバを利用して、ユーザに情報サービスやアプリケーション

サービスを提供するというコンピュータの利用形態。

「クラウド（雲）」とは、インターネット及びインターネットに接続されたサーバの集合体やデータセンタを意味する。ユーザは、自分のパソコンや会社のサーバではなく、インターネット上のサーバを利用して作業を行うため、独自にシステムを構築したり、アプリケーションソフトやデータを自分で所持・管理する必要がなく、初期コストを抑えることができる。

クロージャ

通信事業者の局とユーザ宅を結ぶ加入者線に設置し、銅線ケーブルや光ファイバ・ケーブルの分岐、接続などの配線を行うための箱。

電柱上に設置するタイプやマンホールなどの地中に置くタイプがある。

● 広域イーサネット

地理的に離れた構内データ通信網（LAN）間などをイーサネットで使用されているインターフェースにより接続する広域通信網。

IP-VPNに比べ、さまざまな通信プロトコルが利用可能であり、既存のイーサネット機器を利用できるため、コストを抑えたネットワーク構築ができる。

広帯域移動無線アクセス

「BWA」の項を参照のこと。

● コグニティブ無線

周囲の無線状況を自動的に認知して、一台の端末で最適な周波数や無線方式を切り替えて通信することができる無線技術。

コグニティブ（Cognitive）とは、「認知的な」を意味する。

コロケーション

指定電気通信設備を保有する電気通信事業者の建物・局舎、管路、とう道、電柱等に、接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。

サーバ

ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータ。

インターネットでは、ウェブサーバ、メールサーバ等がある。

裁定

当事者間で意見の一致をみない事項について第三者がその是非等を裁断して決定すること。

シェアドアクセス方式

1本の光ファイバ回線を複数の加入者で共有するN T T東西が開発したアクセス方式。

実際費用方式

「接続料」の算定方式の一つで、電気通信事業者が電気通信設備の構築・維持管理に実際に要する費用から年間経費を計算し、これを元に1回線当たりや1通話当たりの接続料を算定する方式。

ジャンパ線

M D F（主配線盤）に収容された端末回線や加入者交換機からの回線等に用いられる銅線ケーブル。

周波数

電波、音波などの1秒間の振動数。

その単位は、以前はサイクルで表記されたが、現在はヘルツ（Hz）で統一されている。

シングルスター方式

電話局から加入者宅までを1本の光ファイバで配線するアクセス方式。

振幅

信号の振動の幅。

信号の振動の山の頂点から谷の底までの距離の半分。

スタックテスト

接続料の認可時等に行われる、接続料と利用者料金との関係に関する検証。

一般的に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金は、コストに適正利潤を加えたものとなることから、接続料と利用者料金の差分等の関係性から接続料水準の妥当性を検証する。

スプリアス

電波を送信する場合に、必要とする周波数帯以外にも発射されてしまう電波。

「不要発射」とも呼ばれる。

接続料

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額（電気通信

事業法第33条第2項参照)。

接続会計

接続料算定の適正化のために設けられた電気通信事業固有の会計。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその作成及び公表が義務づけられている。

接続約款

電気通信事業者が電気通信設備の接続条件を定めるために作られた約款。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その公表が義務づけられている。

セル

移動通信システムにおいて、一つの基地局から発射される電波が届くエリア、ゾーン。

小さなゾーンが集まってサービス地域をカバーする様子が細胞(cell)を連想させるため、セルと呼ばれる。

第一種指定電気通信設備

他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の発達に欠くことのできない電気通信設備として指定された固定通信用の電気通信設備。

都道府県の区域内で、特定の電気通信事業者が全体の2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置している場合の当該設備などが該当し、具体的には、現在、NTT東西地域会社の加入者回線や、加入者・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可等の接続関連規制、情報流用の禁止などの行為規制などの規制が課せられる。

第3世代携帯電話

ITU（国際電気通信連合）の定めた「IMT-2000」規格に準拠したデジタル方式の携帯電話。

アナログ方式の第1世代携帯電話、デジタル方式の最初的方式である第2世代携帯電話に続く携帯電話の方式であり、我が国ではNTT DoCoMoの「FOMA」シリーズ、auの「CDMA2000 1x」、「CDMA 1x WIN」シリーズ、SoftBankの「SoftBank 3G」シリーズなどが該当する。

第二種指定電気通信設備

不可欠性はないが、電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備。

特定の電気通信事業者の業務区域内で接続される携帯電話端末設備の割合が全体の25%を超える場合の当該事業者の伝送路設備が該当し、具体的には、現在、NTTドコモの伝送路設備・中継交換機などが指定されている。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出が課せられる他、収益ベースのシェアが25%を超える場合には、情報流用の禁止などの行為規制も課せられる。

第4世代携帯電話

2010年頃の標準化を目指してITU（国際電気通信連合）において検討されている第3世代携帯電話の後継システム。2005年10月に名称を「IMT-Advanced」とすることで合意がされた。

高速移動時で100Mbps、静止時や低速移動時で1Gbpsの伝送速度を実現することを目標としている。

ダークファイバ

敷設されているが使用されていない光ファイバ。

光信号がまったく通っていない状態にあることから、ダーク(暗い)ファイバと呼ばれる。

地域IP網

NTT東西地域会社が、「フレッツ・ISDN」や「フレッツ・ADSL」、「Bフレッツ」を提供するために都道府県単位に構築したIPネットワーク。

ISPは、地域IP網に設けられたPOI（相互接続点）に接続することで、県下全域を自らのサービス・エリアとしてカバーすることができる。

仲裁

当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。

当事者は不満があっても、原則としては仲裁判断に従わなければなりません。

仲裁廷

仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う1人の仲裁人又は2人以上の仲裁人の合議体（仲裁法第2条参照）。

長期増分費用方式

「LRIC」の項を参照のこと。

直加入電話

N T T 東西地域会社の交換機を経由せず、直接、加入者と事業者との間を結ぶ固定電話サービス。

N T T 東西通信会社から、加入者回線を借り受け、電話局間の幹線網や交換機は独自に用意したものを利用して提供されることが多い。

データセンタ

サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設。

サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、I Dカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。。

電波遮へい

高速道路等のトンネルや地下街等の閉塞地域といった人工的な構築物により、携帯電話等の通信サービスに利用される電波が遮へいされて、通信サービスに障害が発生すること。

とう道

地中で通信ケーブルを収容するトンネル。

管路と同様に通信ケーブルを通すためのものだが、ケーブルを通せるだけのスペースしかない管路に対し、人が入れるほどの広さを持つ。

登録 (無線局の)

あらかじめ他の無線局に混信を与えないように一定の条件を満たす無線局について、無線局の免許制度で行っている事前審査を簡略化して、登録手続により開設することができる制度。

登録の対象となる無線局は、5 GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局、空中線電力が10mW 以下のPHSの基地局などがある。

ドライカッパ

電気通信事業者が所有するメタルケーブル（銅線）による電話回線網のうち、使用していない回線。

他の電気通信事業者へ貸し出され、A D S L等のデジタル加入者線や直収電話の回線として使用される。

トランジット

I S Pが他のI S Pからのトラフィックをインターネット全体に中継すること。

一般に I S P 間に上流・下流の関係が生じ、トランジット・サービスを受ける I S P は、トランジット・サービスを提供する I S P に対してトランジット費用を支払う。
(⇔ 「ピアリング」参照)

ネットワークの中立性

I P 化が進展する中でのネットワークの利用の公平性（通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性）及びネットワークのコスト負担の公平性（通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性）。

波長

電波の 1 周期の長さ（距離）。

波長＝光速度÷周波数の関係にある。

番号ポータビリティ

加入電話や携帯電話の利用者が、加入している事業者を変更しても、これまでと同じ番号を引き続き使用できる制度。

搬送波 (キャリア)

無線通信において、情報を乗せるための基本的な伝送波。

ピアリング

I S P 間で互いに相手方 I S P へのトラフィックを交換し合うこと。

一般に、ピアリングにおいては、I S P は対等な関係にある。

(⇔ 「トランジット」の項を参照)

ビル&キープ方式

ユーザ料金にエンド・(ツー・) エンド料金を設定する場合に、接続料は互いに支払わないこととする接続料の設定方式。

自網に加えて接続先のネットワーク部分を含めて通信の発側事業者が基本的にユーザ料金を設定 (b i l l) するが、接続料は互いに支払わない (k e e p) ため、自ら設定した自網発のユーザ料金収入で自網内のコストを回収することとなる。

フィルタ

無線通信において、希望する周波数帯域の信号を通過させたり、阻止する装置。

電波の干渉を回避するためにも用いられ、干渉を与える側の無線機又は受信機に挿入される。

フェムトセル

一つの携帯電話基地局が、オフィスや宅内といった半径数メートル～数十メートル程度の非常に狭いエリア・セルをカバーするシステム。

「フェムト」は 1000 兆分の 1 を表す数の単位であり、非常に小さいことを示している。

ぶつ切り料金

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、当該複数事業者が各々自己の役務提供区間について、それぞれ設定した利用者料金。

(⇨「エンド・(ツー・) エンド料金」の項を参照)

プラットフォーム

様々なネットワークサービス提供のため、共通的に利用可能な整備された機能。一般に、認証機能、課金機能、著作権管理機能などが該当する。

ブロードバンド

FTTH、DSL、ケーブルインターネットなど、高速通信を可能とする回線ブロードバンドに対し、低速の回線をナローバンドという。

ベストエフォート

ユーザが利用できる通信の伝送帯域を、ネットワークが混雑したときには、保証しないタイプのサービス。

これに対し、伝送速度を保証するサービスの型は「ギャランティ型」と呼ばれる。

包括免許(無線局の)

同じ類型に属する無線局について、個々の無線局ごとに免許を受けることなく、一つの免許を受けることによって、複数の無線局を開設することが可能となる制度。

対象となる無線局は、発射する電波が通信の相手方の無線局により自動的に制御される無線局で、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(特定無線局)であり、具体的には電気通信事業用としては携帯電話の陸上移動局などが該当する。

防災行政無線

地震、火災、天災等の発生時等において、国、地方自治体等の公共機関が円滑な防災情報の伝達等を行うことを目的とした無線通信。

ボトルネック設備

その設備を利用しなければ事業の遂行やサービスの提供ができない、若しくは著し

く困難になってしまうような設備。

ホワイトスペース

放送用など、ある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数領域（空きスペース）。

マイクロセル

移動無線システムにおける半径が数百 m のセル。

具体的には、PHSのセルなどが該当し、通常の携帯電話のセルに比べてセルの半径が小さいため、マイクロセルと呼ばれる。

（⇔「マクロセル」、「フェムトセル」の項を参照）

マイライン（優先接続）

電話をした場合にユーザが事前に登録した電話会社に自動的に通話をつなぐ電話会社選択サービス。

ユーザ側で事業者識別番号をダイヤルする必要がなくなる。平成13年5月に開始された。

マクロセル

移動無線システムにおける規模大きなセル。

携帯電話において、セルの半径は1.5km～数kmで、PHSなどのセルに比べて大きいいため、マクロセルと呼ばれる。

（⇔「マイクロセル」、「フェムトセル」の項を参照）

マルチプレフィックス問題

NTT東西の次世代ネットワーク（NGN）において、インターネット接続事業者（ISP）の付与するIPv6アドレスとNTT東西が付与するIPv6アドレスが競合して、通信に不具合が生じる問題。

無線従事者

無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう（電波法第2条第6号参照）。

無線局の無線設備の操作は、簡易な操作であって総務省令（電波法施行規則第33条）で定めるものを除き、無線従事者又は主任無線従事者の監督を受けた者でなければ行ってはならない。

無線LAN

無線を使って構築されるLAN。

通信方式は、2.4GHz 帯を用いる IEEE802.11b（最大伝送速度 11Mbps）や IEEE802.11g（最大伝送速度 54Mbps）、5GHz 帯を用いる IEEE802.11a（最大伝送速度 54Mbps）、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯を用いた 100Mbps 以上の実行速度を達成する IEEE802.11n（現在はドラフト版）等がある。

メディア・コンバータ

光ファイバと銅線ケーブルの間などでデータ伝送のメディア変換を行う装置。

免許不要局

免許を受けることなく、自由に開設することが認められた無線局。

発射する電波が著しく微弱な無線局、市民ラジオの無線局及び空中線電力が 0.01W 以下の小電力無線局で総務省告示の条件に適合するもの(コードレス電話、特定小電力無線局等)については免許は不要で、その開設は自由である。

予備免許 (無線局の)

無線局の開設に先立って与えられる免許。

申請書の内容が定められた条件を満たしている場合、予備免許が与えられる。その後、申請者は工事に着手し、落成後の検査に合格すれば免許が与えられる。

ライン・シェアリング

他の通信事業者が敷設済みの銅線を借りて ADSL サービスなどを提供する仕組みの一つで、電話サービスに利用しない周波数帯域を貸し出す形態。

ルータ

異なるネットワーク同士を接続するネットワーク機器。

ネットワークを流れてきたデータについて、あて先アドレスから通信経路を選択し、他のネットワークへ中継を行う。

ローミング

携帯電話などで、ユーザが直接契約している電気通信事業者のサービス・エリア外において、他の電気通信事業者の通信サービスを受けられるようにすること。

050-IP電話

「050」で始まる電話番号を使用する IP 電話。

ADSL などのブロードバンドサービスを利用する際のオプションとして提供されていることが多い。

(⇔O A B～J－I P電話)

0 A B～J-I P電話

加入電話と同じ体系の電話番号を使用する I P電話。

0 5 0－I P電話と異なり、「固定電話並みの通話品質と安定性を確保する」等、総務省が定める一定の条件を満たす場合に限り、0 A B～Jからはじまる電話番号を使用することができる。

(⇔0 5 0－I P電話)

3. 5 G

3.5th generation の略。第三世代携帯電話を高度化し、A D S L級の高速データ通信（下り 1 0 Mbps 程度、上り 5 Mbps 程度の最大伝送速度）を実現するもの。音楽や動画などの大容量のデータを比較的スムーズに伝送することが可能。

3. 9 G

3.9th generationの略。第三世代携帯電話を高度化し、光ファイバ級の高速データ通信（下り 1 0 0 Mbps程度、上り 5 0 Mbps程度の最大伝送速度）を実現するもの。音楽、動画などの大容量のデータをスムーズに伝送することが可能。

4 G

4th generationの略。「第 4 世代携帯電話」の項を参照のこと。

ADR

Alternative Dispute Resolution の略。裁判以外の紛争解決手段。

行政機関や民間機関によるあっせん、仲裁及び民事調停・家事調停、訴訟上の和解などがある。

BWA

Broadband Wireless Access の略。広帯域移動無線アクセス。屋外や移動環境下でブロードバンドアクセスを可能にする無線システムの総称。

CDMA

Code Division Multiple Access の略。符号分割多元接続。

無線通信で、同じ周波数帯の電波を複数のユーザで効率的に共用する多元接続方式の一つでスペクトラム拡散を基盤技術とする。CDMA 方式のメリットは、①信号の秘匿性が高く盗聴に強い、②妨害波や干渉波の影響を受けにくい等がある。

DSL

Digital Subscriber Line の略。デジタル加入者回線。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。

DSLAM

Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。複数の DSL 回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量なバックボーンへの橋渡しを行う集線装置。

FDD

Frequency Division Duplex の略。移動通信システムにおいて基地局と移動機の間での双方向通信を実現する通信方式の一つ。

上り回線と下り回線で、異なる周波数を利用する。

FMC

Fixed-Mobile Convergence の略。固定通信 (Fixed) と移動通信 (Mobile) の間で、料金請求、端末、ネットワークなどを組み合わせてサービスを提供すること。

FTTH

Fiber To The Home の略。各加入者宅まで光ファイバを敷設することにより実現する、数 10～最大 100Mbps 程度のブロードバンドサービス。

FTTR

Fiber To The Remote Terminal の略。加入者宅の近くまで光ファイバを引き、そこから宅内までを VDSL などの高速 DSL でつなぐブロードバンドサービス。

IMS

IP Multimedia Subsystem の略。音声、データ、映像などの伝送を IP 化して統合し、マルチメディアサービスとして実現する規格。

第三世代携帯電話用の規格として策定されたが、NGNにおいても利用される。

IP

Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。

IP電話

通信ネットワークの一部又は全部において IP (インターネットプロトコル) 技術

を利用して提供する音声電話サービス。

IPTV

Internet Protocol Television の略。I P プロトコルを利用して行う映像配信。
広義ではストリーミングなども含まれるが、狭義では一定の品質を確保するため、管理されたネットワーク上で配信されるものに限定される。

IPv6

Internet Protocol-version 6 の略。現在広く使用されているインターネットプロトコル（I P v 4）の次期規格。

I P v 4 に比べて、アドレス数の大幅な増加、セキュリティの強化及び各種設定の簡素化等が実現できる。

IP-VPN

Internet Protocol - Virtual Private Network の略。電気通信事業者の I P 網上において構築されたユーザ専用の仮想的なプライベートネットワーク。

インターネットを経由しないため、インターネット V P N よりも機密性や信頼性に優れた通信が可能。

(⇔ 「インターネット V P N」参照)

ISP

Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供している電気通信事業者。

単に、プロバイダーと呼ばれることもある。

IX

多数の I S P が効率的にトラヒックを交換するために設けられたポイント・設備。

LAN

Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等においてコンピュータやプリンタ等の情報機器を接続するネットワーク。

LLU

Local Loop Unbundle の略。地域通信網（ローカル・ループ）を設備ごとにアンバンドルし、他の電気通信事業者に開放すること。

LRIC

Long-Run Incremental Cost の略。長期増分費用方式。接続料を、実際の費用発生額（ヒストリカルコスト）ではなく、現在と同じ加入数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用（フォワード・ルッキング・コスト）に基づいて算定する方式。

MCA

Multi-Channel Access の略。1つの制御局から発する複数の周波数を多数のユーザが利用することで周波数の有効利用を図る無線システム。

MCAでは、通信に際しては多数のチャンネルの中から空きチャンネルを自動的に選択する。

MDF

Main Distribution Frame の略。主配線盤。外部から引き込んだ加入者線の束を収容し、内部に配線する設備。

電話局やオフィス・ビル、集合住宅に設置されている。

MVNE

Mobile Virtual Network Enabler の略。

MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）。

MNO

Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者。

MVNO

Mobile Virtual Network Operator の略。①MNO の提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）・運用していない者。

NGN

Next Generation Network の略。PSTN（公衆交換電話網。電話交換機によって構成される通信網）に代わるパケットベースのネットワーク。

電気通信サービスの提供を目的として、広帯域かつ QoS 制御が可能な伝送技術を

活用したパケットベースのネットワーク。

NNI

Network - Network Interface の略。ネットワーク間を接続するためのインターフェース。

NTSコスト

Non-Traffic Sensitive Cost の略。電気通信サービス提供に必要な経費のうち、通信量（トラフィック）に依存しない費用。

OSU

Optical Subscriber Unit の略。加入光ファイバにおいて、電話局側に設置される加入者線終端装置。

P2P

Peer to Peer の略。不特定多数のコンピュータが対等に接続され、直接ファイルなどの情報を送受信する通信形態。

PSTN

Public Switched Telephone Networks の略。電話交換機によって構成される通信網。

QoS

Quality of Service の略。主にネットワークサービスの品質。
ネットワークサービスの場合、到達保証や通信帯域、遅延時間などの安定性が指標となる。

SaaS

Software as a Serviceの略。インターネットを通じてソフトウェア機能を提供するサービス。

同時にシステムを構築したり、パッケージソフトを購入してインストールするなどの手間がかからずにソフトウェアを利用でき、作成したデータはSaaS事業者のサーバに保管されるため、導入・運用コスト等の削減が見込まれる。

SIP

Session Initiation Protocolの略。IPネットワーク上で一連の通信(session)の開始 (initiation) を制御するための通信手順 (Protocol) 。

主に、IP電話に使われてきたが、オープンなプロトコルのため互換性が高く、N

GNにおいても使用される。

SNI

Application Server-Network Interface の略。各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。

TDD

Time Division Duplex の略。移動通信システムにおける無線基地局と移動機の間での双方向通信を実現する方式の一つで、非常に短い時間周期で上り方向の通信と下り方向の通信を切り替えて、上りと下りで同じ周波数を利用するもの。

VoIP

Voice over Internet Protocol の略。IP ネットワーク上で音声を送り取りするための技術の総称。

IP 電話やインターネット電話と呼ばれるサービスはこの技術を用いる。

WDM

Wavelength Division Multiplexing の略。光ファイバの両端に波長を多重化する装置をつなぎ、光ファイバ上の伝送情報量を飛躍的に増大する技術。

WiMAX

Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。従来の無線 LAN よりも広範囲（数 km 程度）をカバーし、下り最大約 40Mbps 程度の高速通信が可能な無線通信規格。

電気通信事業紛争処理委員会からのお知らせ！

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合には、当委員会が相談に応じます。

1. 制度の趣旨

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信設備の接続等をめぐる電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。

近年、無線局の増加等に伴い周波数のひっ迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。この調整は、従来、当事者間の協議に委ねられており、1年以上の長期にわたる事例も生じていました。

そこで、このたび、この調整が円滑に進むようにするため、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度が創設されました。

2. 対象となる無線局

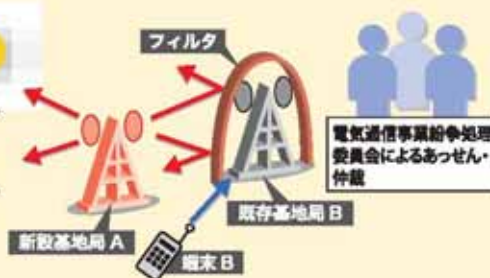
あっせん・仲裁の対象となる無線局は、次の①から⑦までのいずれかに該当する業務を行うことを目的とする無線局です。

- ① 電気通信業務 ② 放送の業務 ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務 ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務 ⑦ MCAを使用する業務

● 想定される事例

新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害。

- ➡ ① 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんに
より、Bにフィルタを挿入することで両者合意。
- ➡ ② 電気通信事業紛争処理委員会がフィルタの挿入
に係る費用負担について仲裁。



ポイント（あっせんと仲裁の違い）

あっせんの制度は、あっせん委員が両当事者の間に入り、あっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度です。**あっせんは、裁判及び仲裁の手続よりも簡易な手続により行われます。**

仲裁の制度は、仲裁委員が厳格な手続により仲裁判断を行うことで紛争の解決を図る制度です。**仲裁判断には確定判決と同一の効力が発生し、仲裁判断が命ずる給付は執行決定により強制執行の対象となります。**

あっせん・仲裁等に関するQ&A



相談やあっせん・仲裁の利用は有料ですか。



無料です。



電気通信事業者ではない者も利用できますか。また、あっせん・仲裁を申請する場合の窓口は、どこですか。



放送事業者など電気通信事業者以外の者も利用できます（表頁の対象となる無線局を御参照ください）。また、申請窓口は、総務省総合通信基盤局総務課です（申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の総務課を窓口とすることもできます。）。



企業名などは公開されますか。



あっせん・仲裁の手続きは、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんや仲裁の終了後には、今後の参考になるよう、当事者に御了解いただいた範囲で事案の概要等を公開しています（御了解なしに具体的内容を公開することはありません。）。



新規に無線局を開設する者同士の混信防止の協議が難航した場合は、あっせん・仲裁の制度を利用できますか。



あっせん・仲裁の制度の対象としていません。

連絡先等

無線局の開設等に伴う混信防止の協議が難航した場合は、まず電気通信事業紛争処理委員会事務局にお問い合わせください。相談に幅広く応じ、アドバイスや参考情報の提供を行います。



**相談は無料ですので
お気軽にどうぞ！**



〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

中央合同庁舎第2号館 総務省4階

電気通信事業紛争処理委員会事務局



連絡先

TEL: 03-5253-5500 FAX: 03-5253-5197

E-mail: soudan@ml.soumu.go.jp

URL: <http://www.soumu.go.jp/hunso/>

電気通信事業者間等の

トラブルに強い味方



「電気通信事業者」相談窓口



総務省
電気通信事業紛争処理委員会

お気軽にお問い合わせください！



「電気通信事業者」相談窓口のご案内



〒100-8926
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
中央合同庁舎第2号館 4階
総務省電気通信事業紛争処理委員会
事務局内

TEL : 03-5253-5500
FAX : 03-5253-5197
e-mail:soudan@mj.soumu.go.jp

より詳しく知りたい場合は



電気通信事業紛争処理委員会
ウェブサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

ウェブサイト(紛争処理マニュアルをクリック)
から入手可能です。



電気通信事業
紛争処理マニュアル 無線局
紛争処理マニュアル

あります！

「電気通信事業者」 相談窓口

電気通信事業
紛争処理委員会

による

あっせん

電気通信事業者の皆様
無線局を開設される皆様
こんなトラブルや相談
ありませんか？

④ークファイバーの利用を
断られた

④含や電柱の利用を
拒否された

④線局を開設するため、
既存局と混信防止の協議
を行っているが、難航して
いる

④過去の類似事例や
その解決方法を知りたい

④接続料や網改造料の支払い
(算定方法、精算方法、担保の
提供)について、当事者間で
合意できない

④接続や電気通信サービスの
契約の取次ぎを拒否された

④接続のための工事や手続を
改善してほしいが、応じて
くれない

④次世代ネットワーク(NGN)、
MVNOとMNOの接続などに
関するトラブル

④あっせん申請書の書き方が
よく分からない



※電気通信事業紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。

相談窓口

まずこちらに御相談ください。

「電気通信事業者」相談窓口では、委員会の事務局職員が電気通信事業者等とのトラブルに関する相談を幅広く受け付け、アドバイスや参考情報の提供を行っています。

ポイント

電気通信設備の接続、無線局の開設に伴う混信防止等をめぐるトラブルの相談に応じます。当窓口のアドバイスにより、本格的な紛争になる前に解決したケースもあります。

相談は無料ですでお気軽に

((「電気通信事業者」相談窓口))

【相談専用電話】03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

【相談専用メールアドレス】
e-mail : soudan@ml.soumu.go.jp

◎電話やインターネットに関する消費者の苦情・相談窓口は、総務省電気通信消費者相談センター(電話:03-5253-5900)です。

あっせん

電気通信事業者等との紛争を簡易で迅速に解決するため、あっせんを行います。

あっせんは、専門家3人程度からなるあっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るものです。任意の手続ですので、あっせんに従うことを強制されることはありません。

<対象となる紛争の例>

電気通信設備の接続・共用に関する協定
(料金、接続条件、支払等)に関する紛争

卸電気通信業務の提供に関する契約
(料金、提供条件等)に関する紛争

接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物、電柱等の利用、情報の提供等に関する紛争

無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争

あっせんは、これまで48件の利用があります。平均して1ヶ月半程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした迅速な紛争処理を実現しています。また、約6割(29件)の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。(平成20年末現在)

紛争解決に至った事例

ADSL事業者が、他事業者の中継ダークファイバとの接続を申請したが、「空き回線がない」という理由で断られたことから、当委員会にあっせんを申請。当委員会からあっせん案を示すことで、2ヶ月後に解決しました。

そこが知りたい!

あっせんに関する Q & A

- Q** 利用できるのは誰ですか。
- A** 電気通信設備の接続等に関する紛争のあっせんは、電気通信事業者が利用可能です。
無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争のあっせんは、電気通信、放送、防災行政無線、電気、ガス、鉄道、MCAの無線局を開設しようとする方などが利用可能です。
- Q** 相談やあっせんを受けるのに利用料の支払いは必要ですか。
- A** 相談やあっせんの利用は無料です。
- Q** 企業名などは公開されますか。
- A** あっせん手続は、原則として非公開で行われます。ただし、あっせんの終了後には、他の事業者等の参考になるよう、当事者にご了解をいただいた範囲で事案の概要等を公開しています。ご了解なしに企業名等を公開することはありません。
- Q** あっせんを行った後に相手との関係が悪化することを懸念しています。あっせんを申請したこと、相手から接続を拒否されたり不当な扱いを受けることはありませんか。
- A** 合理的な理由がなく特定の事業者に限って、接続等の条件に差異を設けたり、接続等を拒否すると業務改善命令の対象となる可能性があります。合理的な理由なく接続を拒否された場合等には「電気通信事業者」相談窓口にご相談ください。

無線局の開設等に伴う混信防止の協議に関する紛争について

近年、無線局の増加等に伴い周波数の逼迫が進行する中、無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するための調整が必要となる場合があります。
電気通信事業紛争処理委員会は、この調整が円滑に進むようにするため、平成20年4月よりあっせんを行っています。
具体的には、干渉許容レベル、妨害回避策の選択、回避策のための費用の負担方法などについて、当事者間で協議が調わない場合にあっせんをすることが考えられます。

○あっせんの申請窓口

担 当	連絡先
総務省総合通信基盤局 総務課	電話:03-5253-5927

○あっせんの申請経由窓口

あっせんの申請は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができます。

総合通信局等	申請の内容	連絡先
北海道総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:011-709-2311(内線4705)
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:011-709-2311(内線4602)
東北総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:022-221-0630
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:022-221-0602
関東総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:03-6238-1670
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:03-6238-1623
信越総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:026-234-8948
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:026-234-9963
北陸総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:076-233-4422
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:076-233-4412
東海総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:052-971-9403
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:052-971-9105
近畿総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:06-6942-8519
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:06-6942-8505
中国総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:082-222-3378
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:082-222-3304
四国総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:089-936-5042
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:089-936-5011
九州総合通信局	電気通信設備の接続等	情報通信部電気通信事業課 電話:096-326-7824
	無線局の開設等	総務部総務課 電話:096-326-7806
沖縄総合通信事務所	電気通信設備の接続等	情報通信課電気通信事業担当 電話:098-865-2302
	無線局の開設等	総務課総務担当 電話:098-865-2301

電気通信事業紛争処理委員会について

電気通信事業紛争処理委員会(現委員長 龍岡資晃 龍岡資晃学際院大学法科大学院教授、元福岡高等裁判所長官)は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門組織として総務省に設置されました。委員会では、あっせんや仲裁のほか、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行っています。

委員会は、元裁判官、弁護士、学識経験者(通信工学、会計学、産業分析)からなる5人の委員から構成されています。このほか、あっせん・仲裁に参画する特別委員が8人任命されています。

紛争処理事例の内容別一覧

1 接続の可否に関する紛争

○ ダークファイバの接続拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による東日本電信電話(株)のダークファイバとの接続	終結 (合意により解決)
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号～4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の中継ダークファイバとの接続	終結 (合意により解決)
	NTT 東日本 NTT 西日本		

2 接続料及び網改造料に関する紛争

○ 接続料の水準等に関する紛争

<仲裁事例>

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 (参考) 本件終了後の状況 あっせん申請(申請取下げ(合意により解決))
	平成電電(株)		

<あっせん事例>

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成16年(争)第5号～6号 H16.12.17 申請 H16.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	申請取下げ (合意により解決) (参考) 本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		
平成18年(争)第1号～14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	申請取下げ (合意に至らず)
	B社		

○ 事業者間精算の方法（請求先）に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争) 第9号～23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続についての事業者間精算の方法について	終結 (合意により解決)
	B社等各社		

○ 機能の利用終了後における網改造料の支払い義務の有無に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による東日本電信電話(株)に対する網改造料の支払義務の有無	終結 (合意により解決)
	NTT 東日本		

○ 直収発携帯着の利用者料金設定権の所在に関する紛争

<答申事例>

答申日等	事例の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.7.18 申請 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 (参考) 本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告

<勧告>

発出日等	概要等
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (参考) 本勧告の関連事例 平成電電(株)による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定

○ **MNO・MVNO接続における利用者料金設定権の所在、接続料の帯域幅課金等に関する紛争**

＜諮問事例＞

答申日等	事例の概要等
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定 (参考) 本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告

＜勧告＞

発出日等	概要等
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (参考) 本勧告の関連事例 日本通信(株)のNTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

○ **接続のための自前工事の拒否に関する紛争**

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株) NTT 西日本	ビー・ビー・テクノロジー(株)による西日本電信電話(株)の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事	あっせん打切り (参考) 本件終了後の状況 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議再開命令
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株) NTT 西日本	イー・アクセス(株)による西日本電信電話(株)のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	終結 (合意により解決)

＜仲裁事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知	ソフトバンクBB(株) NTT 西日本	ソフトバンクBB(株)による西日本電信電話(株)の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事	仲裁不実行 (参考) 本件申請前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) 本件終了後の状況 総務大臣の接続協議再開命令

<答申事例>

答申日等	事例の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.5.16 申立 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンク BB(株)による、DSLサービス提供のための西日本電信電話(株)との接続に関する接続協議再開命令 (参考) 本答申前の経緯 あっせん申請 (あっせん打切り) 仲裁申請 (仲裁不実行)

○ 工事の早期実施に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争) 第7号～8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事 (A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更) 早期実施	終結 (合意により解決)

○ 網改造の拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成17年(争) 第2号～3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担 (ソフトウェア開発費用全額の預託金)	申請取下げ (合意に至らず)

○ 接続のための工事等の条件に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成19年(争) 第1号～2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行

4 コロケーション等に関する紛争

○ コロケーションを行わない事業者への接続拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他 事業者が設置する伝送装 置との間の接続(横つなぎ) に必要なB社のコロケーシ ョンスペースの利用	終結 (合意により解決)
	B社		

○ コロケーションスペース・電源・MDF 等の利用拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセ ス㈱	イー・アクセス㈱による東日 本電信電話㈱のコロケーシ ョンスペース、電源及びMD Fの利用	終結 (合意により解決) (参考) 本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
	NTT 東日本		
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセ ス㈱	イー・アクセス㈱による西日 本電信電話㈱のコロケーシ ョンスペース、電源及びMD Fの利用	終結 (合意により解決)
	NTT 西日本		

<勧告>

発出日等	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 (参考) 本勧告の関連事例 イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電 源及びMDFの利用に係るあっせん申請(終結(合意により解決))

○ MDF利用申込みに対する回答の早期化に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電㈱	平成電電㈱による東日本 電信電話㈱の設備(MDF) の利用	申請取下げ (合意により解決)
	NTT 東日本		

5 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

○ 契約の受付業務の打切りに関する紛争

＜あっせん事例＞

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アク セ ス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による西日 本電信電話㈱とのフレッツ サービス受付業務の再開	終結 (合意により解決)

6 土地等の使用に関する紛争

○ 土地等の使用に関する紛争

＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.3.19 申請 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス㈱による、無線 LAN サービスの役務 提供のための JR東日本㈱の土地等の使用に関する協議認可

7 その他

○ 届出料金を下回る料金での役務提供に関する事例（業務改善命令）

＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI㈱による、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方 公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供 に対する業務改善命令
平成16年2月4日電 委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI㈱による、子会社である KCOM㈱を通じた、地方公共団体に対 する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務 改善命令

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。